

企業年金における 今後の課題



(公財)年金シニアプラン総合研究機構・研究主幹

高山 憲之

厚生年金基金制度の改正

昨年6月の法改正により、現存している厚生年金基金は今年4月以降、次の3つの選択肢のうちのいずれかを選ぶことになった。すなわち、(a) 早期に解散する、(b) 代行を返上し、他制度へ移行するか解散する、(c) 財政が健全な基金であることを証明して存続させる。上記(a)(b)に伴う特例措置は今後5年間に限定して発動される。なお、この4月以降、厚生年金基金の新設は認められない。

厚生年金基金は一時、加入者総数が約1,230万人となり、日本を代表する企業年金であったが、その加入者総数は直近で400万人程度まで激減している。代行割れ問題に苦悶している基金も少なくない。厚生年金基金の命脈は、ほぼ尽きつつあると言えるだろう。

日本の企業年金を代表していた、もう1つの税制適格年金も、既に2年ほど前の3月末に完全消滅した。企業年金をめぐる日本の風景は、今後ガラリと変わることになる。

イギリスの企業年金

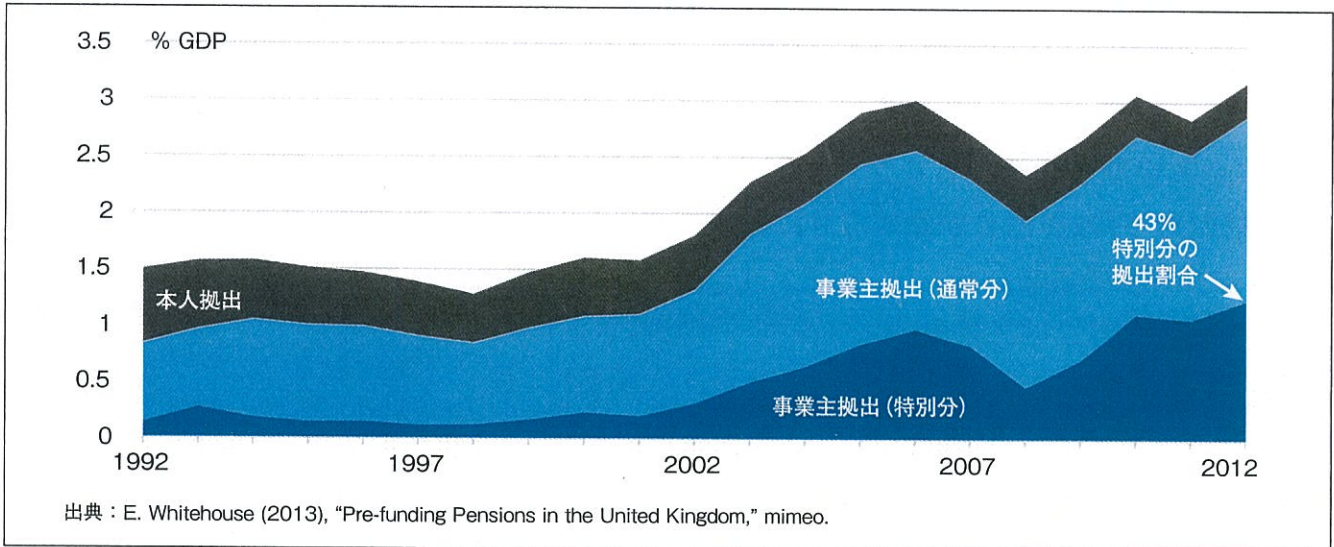
近年における企業年金の加入者減は世界に

おける多くの主要国で生じている。ちなみに企業年金の先進国イギリスでは、かつて企業年金の加入者は800万人強であったが、最近では300万人弱まで減少した。給付建ての企業年金における積立不足が巨大となり、その穴うめのために企業は毎年、巨額の特別拠出を強いられてきた(〈図1〉参照)。2012年度末の積立不足は総額で4,300億ポンド(72兆円相当)であった(〈図2〉参照)。企業財務への直撃を緩和・回避するため、企業は給付建ての企業年金への新規加入をとりやめたり、給付建ての企業年金を廃止したりしてきた。そして、一部の企業年金は掛金建ての制度に移行している。くわえて、イギリスでは、代行類似の適用除外制度を廃止することになった。

掛金建ての年金

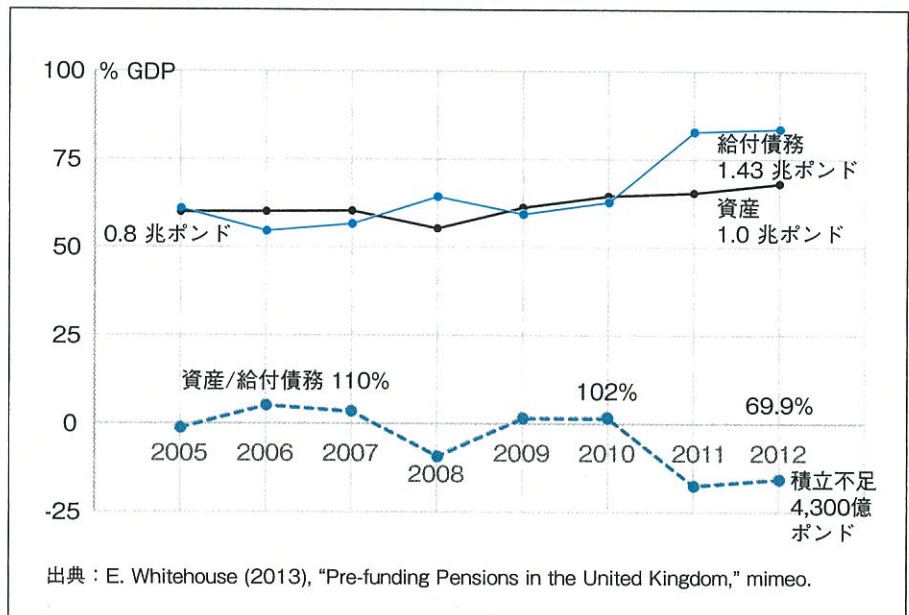
掛金建ての年金には積立不足は生じない。ただ、それは運用リスクという市場の暴力に晒されることになる。運用環境が悪化すれば元本割れという事態にもなりかねない。運用に伴うハンドリング費用も小口の場合は割高となる。給付の年金化も容易でなく、一時金で一括受取りという場合が依然として多い。

〈図1〉企業年金への拠出(イギリス)



日本における掛金建ての年金制度は2001年10月に発足した。「小さく産んで大きく育てる」と当初は言われていたが、その後の歩みはスローであり、今日、大きく育つまでには到っていない。最大のネックは中途退職者への退職一時金として、その器を使えないことだ。非課税扱いとなる年々の拠出限度額も欧米各国とくらべると極端に低い。さらに、既存の給付建て企業年金を掛金建ての制度に移行させることも決して容易ではない。規制を緩和し、使い勝手をよくする必要がある。掛金建てのマイナス面を小さくしたハイブリッド型の採用も一案だ。

〈図2〉給付債務と資産(イギリスの企業年金)



企業年金の機能

企業年金には主として2つの機能がある。

1つは公的年金への“上乘せ”、もう1つは公的年金受給までの“つなぎ”である。今後とも上乘せ機能の重要性は変わらない。公的年金の給付がマクロ経済スライド発動で今後、さらにスリムになるからである。他方、公的年金の受給開始年齢は早晩、65歳超に引き上げられるだろう。そうなると、つなぎ機能の重

要性が高くなる。つなぎ機能アップのための工夫がさらに必要になる。

労使の発意と合意で企業年金が今後とも日本で発展していくことを願ってやまない。

プロフィール

たかやま のりゆき

一橋大学に定年まで勤務した後、平成23年度より(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹。著書に『年金の教室』(PHP新書)、『信頼と安心の年金改革』(東洋経済新報社)、『年金と子ども手当』(岩波書店)など。